

天王小ガイド



平成31(2019)年度

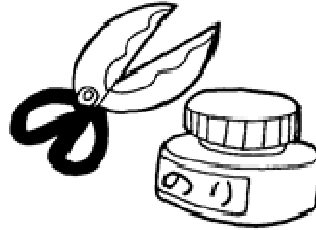
茨木市立天王小学校

も く じ

はじめに（天王小学校へようこそ！）	1
-------------------	---

入学にあたって

入学式	2
入学までの準備	3
お知らせとお願い	4～6
学校のきまり	7
教室配置図	8
日課表	9
学校行事年間予定	10
学校徴収金	11
学校給食	12
保健室から	13～15
通学路	16



教育委員会からのお知らせ

茨木市の学校教育	1
給食について	2
健康について	3～4
安全について	4～5
自然災害時の措置について	5～6
茨木市外への転校について	7
茨木市内への転校について	7
区域外就学について	7
就学援助制度について	8
学童保育について	9
放課後子ども教室について	10
ファミリー・サポート・センター事業について	10
支援教育について	11
教育に関する相談について	12
不登校児童生徒支援室「ふれあいルーム」について	13
その他の教育機関	14



はじめに



天王小学校へようこそ！

4月になれば、いよいよ1年生。

「はやく、勉強してみたい。たくさん友だちをつくりたい。給食を食べてみたい。大きなプールで泳いでみたい」子どもたちは、新しい学校での生活にワクワク・ドキドキしていることでしょう。

保護者のみなさんも、お子様のご誕生からのあゆみを思いおこされるとともに、今後の健やかな成長を期待されていることと存じます。しかし、期待とは裏腹に、「迷わずに学校に行けるかな」

「友だちと仲良くできるかな」「勉強についていけるかな」と不安な気持ちもお持ちだと思います。

もちろん、昨日まで全く知らなかった子どもたちが集まり、集団生活をするわけですから、人間関係で悩んだり、トラブルが起こることもあるでしょう。また、学習につまずくこともあるかもしれません。

学校としては、一人ひとりの子どもたちが、早期に悩みやトラブルを解消して楽しい学校生活をおくり、豊かな感性と学習の基礎基本を確実に身につけるため、担任はもちろんのこと、教職員全員で1年生の成長を支援し、子どもたちや保護者のみなさんの期待に応えることができるように努める決意であります。

もし、お子様の学校生活を見ておられて、あるいはお子様から聞かれたことで、気になられたことがございましたら、まず担任や学校に連絡していただき、ご相談をお願いします。電話や連絡帳でも結構です。

また、住所の校区内転居や転校、長期入院などの事務手続きなども担任や学校にまず連絡していただくとともに、本冊子に記載している連絡先にお問い合わせいただければと思います。

保護者のみなさんと学校がともに協力しながら、子どもたちの成長を支援し、見守ってまいります。

茨木市立天王小学校

・ 電 話 072-625-6205 ・ FAX 072-621-6396

・ 住 所 〒567-0876 茨木市天王二丁目 13番57号

・ ホームページアドレス (パソコン用)

<http://www.educ.city.ibaraki.osaka.jp/e-tenno>

入学にあたって

4月からのご入学を、お子さんもさぞお待ちかねのことと思います。

ご家庭でもいろいろお心づかいのことと思いますが、次の事柄に十分ご留意して、ご入学くださいますようお願いしております。

入学式

- 日 時 平成31年4月5日(金) 開式：午前10時～
- 受付時間 午前9時～9時30分
- 開 式 午前10時(新入生入場 午前9時55分)
- 場 所 天王小学校 体育館

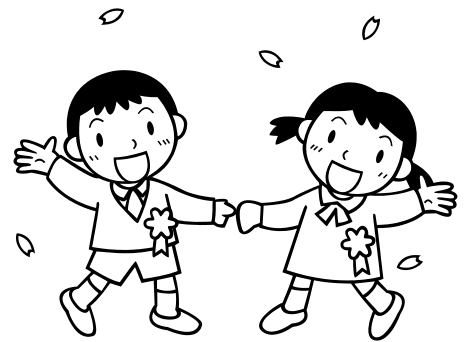
○持ち物

- 新1年生・・・
- ① 校内用上履き(上履き入れも)
 - ② 通学帽
 - ③ ハンカチ、ティッシュ

- 保護者・・・
- ① 上履き
 - ② 就学通知書
 - ③ 筆記用具

- ④ 教科書等配布物を入れる袋

- ⑤ 家庭環境調査書 ⇒ えんぴつ でご記入ください。



1. 必ず保護者同伴で、お子さんと一緒に通学路を徒歩でお越しください。
2. クラス分けのプリント、教室配置図を正門(大正川側)と東門(体育館横)でお渡ししますのでお確かめください。
※クラス分けのプリントには、学年全員の名前が載ります。大切な個人情報ですが、クラス分けに必要な名簿です。取り扱いにご留意いただけますよう、ご理解、ご協力、よろしくお願いします。
3. クラスを確かめた上で、受付で『就学通知書』を提示してください。
4. 新入生は教室に残り、保護者の方は、体育館でお待ちください。

○入学式当日にお渡しするもの

- ・教科書
- ・副読本
- ・その他

入学までの準備

1. 生活面について

(1) 学校生活が支障なく送れるよう、よい習慣づけをお願いします。

- ・「早寝早起き・朝ごはん」と洗面や手洗いの習慣等。
- ・特に自分の身の回りのことは自分です。
- ・靴や衣服の着脱、用便、整理整頓、後かたづけ等。

(2) 給食時間は25分程度です。好き嫌いなく時間内に食事できるよう、家でも練習して下さい。

(3) たくさんの友だちと仲良く遊ぶことは、特に大切です。

(4) 大きな声で返事ができるようにしておきましょう。

自分の氏名、住所(町名)、入学する学校名、保護者名もきちんとと言えるようにお願いします。

(5) 学校までの道順(通学路)を教えておいてください。

※常に留守がちなご家庭は、入学時に保護者への連絡先を担任へお知らせください。

なお、本日お渡しした家庭環境調査書にも、不在の場合の連絡先を必ず明記して入学式の日
に提出してください。

2. 学習面について

(1) 自分の名前(ひらがな)が読めるようにしておいてください。

(2) 人の話を静かに聞く習慣をつけておくことは、入学後の学習にとって、とても大切ですので、
平素から心がけておいてください。

3. 身体面について

(1) 身体に疾病のある場合は、できるだけ入学前に治療をすませておいてください。

入学前の健診で異常のあった人は、必ず受診しておいてください。

4. 学用品等の準備について

(1) 学用品

① 購買日に全員が購入していただくもの

- ・連絡袋 ・油粘土 ・道具箱 ・かきかたえんぴつ(銀色)2本

② 自由購入分 → ご家庭で購入、準備しておいてください。

- ・ノート4冊(こくご・さんすう・れんらくちょう・じゅうちょう)
→ **必ず学校指定の規格内容のものをご購入ください。**

- ・粘土ケース ・工作ばさみ ・クレパス12～16色 ・色鉛筆12色
- ・黒油性マジック(細) ・でんぷんのり ・粘土板 ・算数ブロック
- ・筆箱(鉛筆5本位:2B以上、赤鉛筆、消しゴム) ・下敷き

(2) 学用品以外の持ち物

① 購買日に販売するもの

- ・通学帽、体操服(シャツ・パンツ・帽子)… 指定の校章入り
- ・体育館シューズ ・上ぐつ ・ゼッケン

② ご家庭でご準備ください。

- ・手さげ袋(できれば道具箱の入れる大きさ)
- ・体操服入れ(きんちゃく仕上げ)…下に引きずるので、ひもはあまり長くしない。
- ・体育館シューズ入れ ・上ぐつ入れ ・給食用ナフキン(給食時に机に敷きます。)
- ・コップ袋(ナフキン、マスク、うがいのコップを入れる。)

※ 学校で使用する学用品等については、使いやすく、実用的なものをご購入ください。

お知らせとお願い

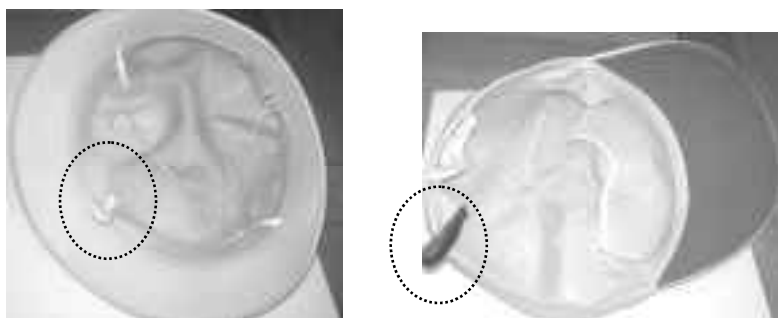
◎すべての持ち物に名前を書いてください。

(鉛筆・消しゴム・ハンカチ・上ぐつ・下ぐつ・かさ・など)

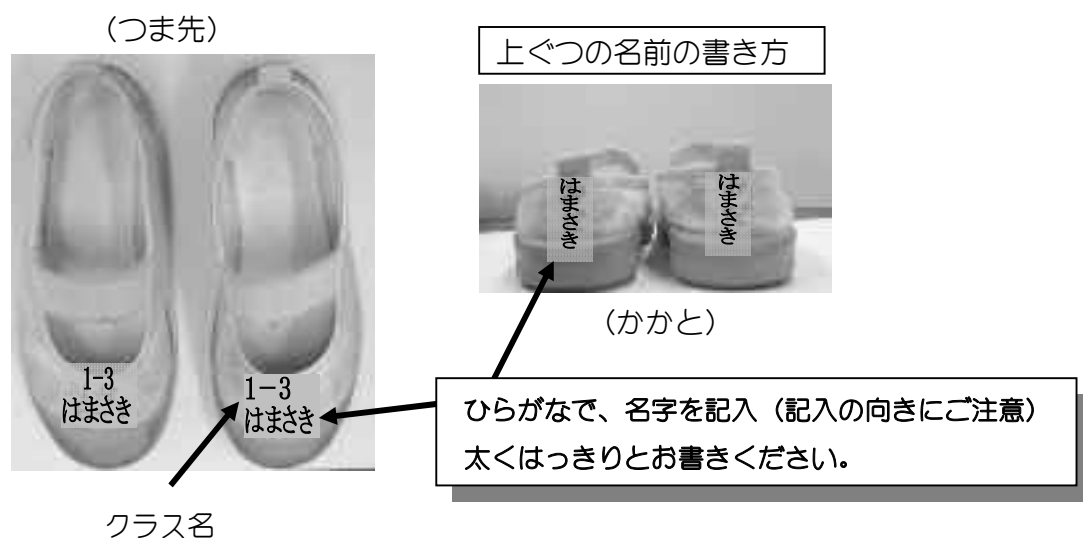
◎筆箱の中： 鉛筆【赤1本・黒(2B)5本位・かきかたえんぴつ(銀色)1本】・消しゴム1個
鉛筆は、毎日、家で削ってください。

◎服装： 服・くつなどは、着脱しやすく、運動しやすいものを身につけさせてください。

◎通学帽： 帽子かけにかけやすいように、ゴムひもをつけてください。



◎上ぐつ： 週末に持ち帰りますので、洗って、月曜日に持たせてください。



いつも身につけてくるもの

・ハンカチ、ティッシュ・通学帽・名札(左胸に)・安全ワッペン(通学帽の左側)

毎日持ってくるもの

・ランドセル・れんらくちょう・連絡袋・筆箱・下敷き
・給食用ナフキン・うがい用コップ・マスク(布製のものでも、使い捨てのものでもかまいません)

道具箱のなかみ

- ・色えんぴつ ・クレパス
- ・はさみ ・黒油性マジック（細）
- ・のり（ふたにも記名する） ・じゅうちょう

※ 1個ずつ・1本ずつに
名前をかいてください。

体操服と体育館シューズ

1. 体操服 * 体操服入れを用意してください

※ 体操服の前と後ろに名前を書いた白い布（ゼッケン）を縫いつけてください。



たて 12～15cm程度
よこ 18～20cm程度
名前は、ひらがなで
黒マジックで 太く 大きく
記入し、前と後ろに
縫い付けてください。

※ フォーターパンツと体操帽にも、学年・組・名前を書いてください。

* 低学年の間は、フォーターパンツのひもを抜いておいてください。

* 体操服は、月曜日に持ってきて、週末にもって帰ります。洗濯をお願いします。

2. 体育館シューズ * 体育館シューズ入れを用意してください。



* 体育館シューズは、1学期間、学校に置いておきます。

給食エプロンとナフキン

1. 給食当番セット（エプロン・帽子）

* 給食セットを入れる袋を用意してください。



給食エプロン



給食帽子



給食袋

- ・エプロンタイプ または かっぽう着タイプ
若草色 または 白色
- ・帽子は、三角巾でもかまいません。

※用品販売のものは、標準タイプのもので
購入は、どちらの店舗でもかまいません。

- * エプロン・帽子は、自分で着脱できるものでお願いします。
- * 給食当番セットは、学校に置いておき、当番で使用した後、持って帰ります。洗濯をお願いします。
- * 給食当番セットを忘れた場合は、学校分をお貸しします。洗濯後返却をお願いします。

2. 給食用ナフキン

- * サイズ・・・40センチ四方程度のもの
- * 給食時に机の上に置いて、その上に食器等を置きます。



ぞうきんを2枚ご用意ください。（無記名でお願いします）提出は【4月8日(月)】です。

学校のきまり

1. 服装について

通学服は特に指定していません。(活動しやすく、華美にならないもの)

- (1) 衣服は着脱が簡単にできるもの。(上着やズボン、スカートにはポケットがあった方がよい)
- (2) くつは運動しやすいもの。通学用の他に上ぐつと体育館シューズを用意してください。
- (3) 通学帽・・・校章入りの黄色い安全帽(所定の日に業者が販売)

☆ ハット型・キャップ型のどちらを着用してもかまいません。

- (4) 名 札・・・1年生のみ、学校で一括購入します。

☆ 入学式当日、各児童に名前入り名札をお渡しします。

- (5) 体操服・・・校章入り(所定の日に業者が販売)

・体操シャツ(半袖) ・クォーターパンツ(男女共用) ・体操帽子(赤白帽子)

2. 学用品について

※ すべての持ち物には学年・組・名前を記入してください。(1年生はひらがなで)
学習に不必要なものは持ってこない。忘れ物をしないように注意する。

3. 登下校について

- (1) 始業時刻 午前8時30分(予鈴午前8時25分)

- (2) 下 校 学年で時刻をそろえて一斉に下校します。学習や委員会活動などで遅くなる場合も、全学年、4時を目途に下校します。

※入学当初は…午前11時～12時頃

給食開始後は午後1時30分～2時40分頃

(詳しくは入学後配布の学年だよりをご覧ください)

- (3) 登下校は必ず通学路を通る。

- (4) 朝は地区の班ごとで集団登校する。

・班長や、副班長の指示に従いきまりを守る。決められた集合時刻に遅れないように注意する。

- (5) いったん学校に入ったら下校するまで、校外に出ない。

- (6) 下校は一人ではしない。

※ 1年生は地区別に集合し、その後、集団で下校します。できる方は、当分の間、下校時の出迎えを通学路の途中まででも結構ですのでお願いします。

4. その他

- (1) 学校からの連絡及び学校への連絡について

①学校からの連絡は毎月初めに「学校だより」、「学年だより」等を発行し、その月の学校行事等をお知らせしています。また、必要に応じて、文書を発行しますので、必ず目を通されるようお願いいたします。ツイタもんメールの登録をおすすめします。

②学校への連絡は、連絡帳でお願いします。(欠席届なども)

(電話での連絡は、緊急または特別な場合以外はお遠慮ください)

☆ その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく学校までお問い合わせください。

教室配置図

(平成 30 年度)

E V

北
校
舎

4 階

第 2 音楽室

便
所

ことば
の教室

家庭科室

3 階

図 工 室

便
所

多目的
支援室

児童会室

算数教室

2 階

支援
学級
ひまわり

2 - 4

便
所

2 - 3

2 - 2

2 - 1

1 階

支援
学級
ひまわり

支援
学級

便
所

5 - 3

5 - 2

5 - 1

中 庭

下足

中
校
舎

3 階

防災倉庫

第 1 音楽室

資料室

5 年
更衣室

6 年
更衣室

算数教室

便
所

2 階

読書
センター
おはなしの森

学習情報センター
たんけんの森

3 - 3

3 - 2

3 - 1

便
所

1 階

倉庫

理 科 室

ランチ
ルーム

和 室

プレイ
ルーム

便
所

給食
場

中 庭

下足

南
校
舎

3 階

便
所

4 - 4

4 - 3

4 - 2

4 - 1

4 年
更衣室

研修室

便
所

情報
処理室

2 階

便
所

6 - 3

6 - 2

6 - 1

1 - 5

1 - 4

便
所

1 - 3

1 階

玄関

便
所

校務員室

会議室

校長室

職 員 室

事
放

印刷室

更衣室

便
所

保健室

正
門

※ この教室配置図は平成 30 (2018) 年度のものです。
平成 31 (2019) 年度は変更があります。

1 - 2

1 - 1

支援学級
ひまわり

更衣室

日課表

(平成 30 年度)

	1 年 生	2 ～ 6 年 生
予 鈴	8 : 25	
朝 の 会	8 : 30 ～ 8 : 35	
モジュール	8 : 35 ～ 8 : 50 月曜日・・・一斉読書 火/木/金曜日・・・モジュール 水曜日・・・学校朝会・児童朝会（それぞれ月一回）	
1 時 限	8 : 55 ～ 9 : 40	
休 憩	9 : 40 ～ 9 : 50	
2 時 限	9 : 50 ～ 10 : 35	
休 憩	10 : 35 ～ 10 : 55	
3 時 限	10 : 55 ～ 11 : 40	
休 憩	11 : 40 ～ 11 : 50	
4 時 限	11 : 50 ～ 12 : 35	
給 食	12 : 35 ～ 13 : 20	
後 か た づ け	13 : 20 ～ 13 : 25	
清 掃	13 : 25 ～ 13 : 35	
昼 休 み	13 : 35 ～ 13 : 50	
5 時 限	13 : 50 ～ 14 : 35	
休 憩		14:35～14:40
6 時 限		14:40～15:25
終わりの会	14:35～14:45	15:25～15:30
下 校 時 刻	5限 14 : 45	6限 15 : 30

【週授業時数】

学 年 \ 曜 日	月	火	水	木	金	合 計
1 年	5	5	5	5	5	2 5
2 年	5	6	5	5	5	2 6
3 年	5	6	5	5	6	2 7
4 年	6	6	5	5	6	2 8
5 年	6	6	5	6	6	2 9
6 年	6	6	5	6	6	2 9

学校行事年間予定

(平成 30 年度)

	儀式的行事	学芸的行事	保健安全・体育的行事	遠足・ 集団宿泊的行事	勤労生産・ 奉仕的行事	その他
4	入学式 (1/2/6年登校) 始業式 離任式		二測定 内科健診 視力検査 心臓検診1年 尿検査	校外学習		授業参観・懇談 対面式 全国学力調査 6 年 創立記念日(26日)
5			歯科健診 視力再検査 聴力検査 スポーツテスト4/5/6年	修学旅行		家庭訪問 地区児童会 (集団下校)
6			眼科検診 耳鼻科検診 心臓精検 プール開き 避難訓練		プール清掃 6 年	日曜参観 P T A 総会 学校協議会
7	終業式		薬物乱用防止教室		大掃除	個人懇談会
8 ・ 9	始業式		二測定 連合水泳大会 6 年 秋季運動会 非行防止教室	自然宿泊学習 5 年		
1 0			連合運動会 6 年 交通安全教室 はみがき指導 視力検査	校外学習		
1 1		連合音楽会 校内音楽会 音楽参観		校外学習 バイキング給食		市総合展 就学時検診
1 2	終業式				大掃除	個人懇談会 学校協議会 むかし遊び
1	始業式	連合お話会	二測定 体力づくり週間 マラソン大会 防犯教室1/2年 避難訓練			授業参観 (マラソン大会) にこにこフェスティバル
2			学校保健委員会		奉仕活動 6 年	授業参観・懇談 入学説明会 体験入学 お別れ朝会 地区児童会 (集団下校)
3	卒業式 (5/6年登校) 修了式				大掃除	学校協議会 P T A 総会

学校徴収金

学校教育にかかる費用のうち、教材費（校外活動費、芸術鑑賞費、日本スポーツ振興センター掛金、調理実習費含む）、学校給食費、修学旅行費、卒業アルバム代につきましては、保護者のみなさまにご負担いただきます。

これらの費用のうち、教材費は『ゆうちょ銀行』での自動振替により納入していただいております。安全確保にご理解、ご協力をお願いします。

なお、残高不足などで振替不能の場合は、学校からお知らせします。集金時の事故を避けるため、学校口座への振込をお願いします。

※ 学校給食費につきましては、この冊子の“教育委員会からのお知らせ”の“給食について”および『学校給食の申込みと給食費に関するお知らせ』をご覧ください。

（１）集金額について

学年教材費

1・2年生	： 11,000 円程度（年間）
3・4年生	： 13,000 円程度（年間）
5・6年生	： 15,000 円程度（年間）
修学旅行費	24,000 円程度
卒業アルバム代	6,700 円程度

※ ゆうちょ銀行での振替手数料が、一費目お一人につき1回10円かかります。
年度末の精算時に返金が生じた場合は、手数料65円のご負担をお願いします。

（２）振替について

・振替日（教材費）

振替月の20日（20日が土・日曜日の場合は翌営業日）

※ 振替月は、4月・9月です。精算は、2月の予定です。

振替日の前日までにご口座への入金をお願いします。

残高不足にならないようご協力をお願いします。

● 学校徴収金振替パターン（教材費）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教材費	○					○					○	

※ ゆうちょ銀行の『自動払込利用申込書』

『学校給食用申込書及び口座振替納付書』を提出されていない方は、用紙に必要な事項を記入し、金融機関のお届け印を押印の上、学校まで提出してください。

学校給食

新1年生の給食は4月17日（水）から、2年～6年は4月10日（水）からです。

- ・学校給食はパン食、米飯です。
- ・給食当番は、各自のエプロン、帽子、マスクを着用します。
- ・給食時に使用するナフキンをご用意ください。

● 食物アレルギー児童への対応について

食物を原因としたアレルギー児童への対応については、

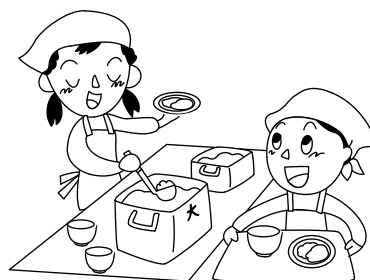
本校では「鶏卵・うずら卵」「牛乳・乳製品」「ごま」の除去食を用意しています。

※ 食物アレルギー調査票・・・全員記入提出をお願いします。

学校給食において、除去食対応等を必要とする場合

食物アレルギーのため給食費減額を希望する場合

別途申請書及び医師による学校生活管理指導表が必要となります。



保健室から

保健室は

- からだの成長や様子を知るところ
- 病気やケガの応急手当をするところ
- からだや心のことで心配なことや困ったことを相談するところ

保健室はお子様が元気で楽しい学校生活が送れるようにお手伝いするところです。

① 学校で体調をくずしたとき

お子様に症状などについて話を聴き、体温・脈拍・顔色・睡眠・食事・排便・前日の様子などから、体の状態を観察し、授業が受けられるかどうか判断します。

- ・教室での授業が可能な場合は、教室で担任が経過を観察します。
- ・授業を受けることができない場合は、保健室で安静にし、経過を観察します。
- ・発熱、または休養しても回復しない場合は、保護者の方に連絡をしますので、お迎えをお願いします。その際、緊急連絡カード・健康調査票に書いていただいた番号順に連絡させていただきます。

② 学校でけがをしたとき

- ・保健室では、応急手当を行います。早急に医療機関の受診が必要な場合は、保護者の方に連絡をし、受診します。かかりつけの医療機関があれば、できるだけそちらの方を優先します。

診療内容については、保護者の方と一緒に説明を受けたいと思いますので、可能な限り保護者同伴をお願いします。

- ・ご家庭で経過を見ていただきたい場合は、ご家庭に連絡をします。

※保健室では応急手当は行いますが、翌日からの手当はご家庭をお願いします。

※早退や受診が必要な場合は、電話連絡をします。なかなか連絡がつかず、お子様が辛い思いをすることがあります。いつもと緊急時の連絡先が違う場合は、お子様に伝えておいてください。

また、勤務先や緊急時の連絡先が変更になった場合は速やかに担任までお知らせください。

◇お子様の成長を願い、一緒に考えていきたいと思います。何か気になることがありましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。

◇ 朝の健康観察について ◇

○機嫌よく起きましたか？ 元気はありますか？（顔色や表情など）

○食欲はありますか。

○排便は済ませましたか。（下痢や便秘はないですか）

など、体のようすを見てください。

体調が悪いときは、体温を測ってください。なお、熱がなくても体調が悪いときは無理をさせないでください。

○つめは短く切っていますか。

○ハンカチやティッシュは持っていますか。

○服装は気温や体調にあっていますか。

◇ 日本スポーツ振興センターについて ◇

学校の管理下での事故に対して、日本スポーツ振興センターより、医療費等の支給が行われます。

加入手続きは入学当初に同意書を提出して、加入していただきます。（1年生時の加入者は、在学期間中継続加入となります。）

・日本スポーツ振興センターの共済掛け金は、学校徴収金で徴収します。

（平成30年度保護者負担金460円、市負担485円）

※災害共済給付制度のくわしい内容については、加入申込書のプリントをお読みください。

◇ 定期健康診断について ◇

学校保健法に基づいて、主に一学期に健康診断を行います。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
身体測定	○	○	○	○	○	○
視力検査	○	○	○	○	○	○
聴力検査	○	○	○		○	
尿検査	○	○	○	○	○	○
内科（結核）整形外科健診	○	○	○	○	○	○
歯科健診	○	○	○	○	○	○
眼科健診	○	該当児童				
耳鼻科健診	○	該当児童				
心電図検査	○					
心臓健診	該当児童					
小児生活習慣病予防健診	該当児童					
色覚検査	希望する児童					

◇ 出席停止について ◇

学校保健安全法により『学校において予防すべき感染症』として定められた病気があります。それらの病気にかかって学校を休むときは『出席停止』になり、欠席の扱いにはなりません。医師より『学校感染症』と診断された場合は、担任までご連絡ください。

＜主な学校感染症と出席停止期間＞

学校感染症名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫張が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	治癒するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	症状消失後2日を経過するまで
その他の感染症 (伝染性紅斑、溶連菌感染症、手足口病、とびひ、感染性胃腸炎 など)	症状が消失するまで

※ 医師に登校してもよいと言われるまで休んでください。

※ 『登校届』をお渡ししますので、登校のときに担任まで提出をお願いします。

◇ 医療券申請手続きについて ◇

就学援助の認定を受けられており、下記の疾病に該当するお子様には医療券を発行します。

1. 対象疾病名

- | | | | |
|----------------|------|-----|-------------|
| ①トラコーマおよび結膜炎 | ②中耳炎 | ③う歯 | ④白癬・疥癬及び膿痂疹 |
| ⑤慢性副鼻腔炎及びアデノイド | | | |
| ⑥寄生虫(虫卵保有者含む) | | | |

2. 医療券申請手続きの流れ

- ・保護者から学校へ医療券交付申請を行います。(就学援助認定後)



- ・学校から教育委員会へ医療券交付申請を行います。



- ・教育委員会から学校へ医療券が交付されます。



- ・学校から保護者へ医療券をお渡しします。

天王小学校校区地図
通学路集合場所表示

※ 集合場所は、変更になることがあります。



きょういくいいんかい 教育委員会からのお知らせ

いばらきし がっこうきょういく 茨木市の学校教育

いばらきし つぎ たいせつ がっこうきょういく
茨木市では、次のことを大切にして学校教育をすすめています。



1 基礎基本の定着と、自ら考え、判断し、行動する力の育成

こ どもたちが学 習の基礎基本を確実に身につけるため、指導の方法を工夫・改善するな
ど、創意工夫を生かした教育活動をすすめます。

2 地域に開かれた特色ある学校づくり

こ どもたちの実態や地域の実情に応じた、特色ある学校づくりをすすめます。

3 人権を尊重する教育の推進

ゆた かな人権感覚をもち、さまざまな人権問題の解決に向けて 自ら行動できる子ども
たちの育成をめざします。

4 学校と家庭・地域の連携による「総合的な教育力」の再構築

がっこう かく ちいき かたがた こ きょういく きょうどう がっこう
学校を核とし、地域の方々と子どもたちの教育のために協働できるよう、学校と
家庭・地域社会の連携をすすめます。

5 教職員の資質向上

がっこうそしき いちいん こせい のうりよく い きょうりよく あ こ ほごしや
学校組織の一員として個性や能力を活かして協力し合い、子どもたちや保護者のみ
なさんに信頼される魅力ある教育活動をすすめます。



給食について

茨木市では、市内全32小学校の児童全員に、パン・米飯、牛乳、おかずの完全給食を実施しています。

給食を通して、好ましい人間関係を育て、正しい食生活の大切さを学びます。

1 給食の献立は栄養教諭等が作成した原案にもとづき、教頭先生の代表、給食担当教職員、栄養教諭等、調理員代表で組織された献立作成委員会において決定します。

栄養のバランスはもちろんのこと、旬の食材や伝統的な行事にまつわる献立なども、積極的に取り入れています。

2 食材については、無添加のものや国内産のもの、有機栽培、特別栽培、非遺伝子組み換えのもの、地場産のものをできるだけ使用しています。

調理については衛生面に配慮し、加熱調理を中心としています。

なお、各学校で給食試食会が開催されています。実際に給食を試食していただき、栄養教諭等によるくわしい説明をお聞きいただけます。ふるってご参加ください。

3 給食は週5回実施しますが、学校行事等のため中止するときもあります。

給食費は1食あたり下記の金額となり、毎月回数に応じて徴収します。

1・2年生…220円 3・4年生…230円 5・6年生…240円

4 食物アレルギー児童への対応

食物アレルギー児童の原因としたアレルギー児童への対応については、「鶏卵及びうずら卵」(平成30年4月現在)を基本として除去食を実施しております。該当される児童がおられる場合は、学校へ問い合わせのうえ、除去食の申し出をおこなってください。また、パン・米飯や牛乳の飲食を医師から止められている児童には、パン・米飯・牛乳等を止め、代金を減額するなどしておりますので担任まで申し出てください。各々申請には医師の学校生活管理指導表が必要になります。

それ以外の食品につきましては使用する油をなたね油や米油に切りかえる等の配慮をしております。デザートについては代替を用いることもあります。

加工品等のくわしい内容については担任・栄養教諭等にお尋ねください。

5 毎月の献立を市のホームページで見ることができます。

茨木市ホームページ→各課のご案内→教育委員会 教育総務部 学務課
→小学校給食 「小学校給食について」→今月の献立表

その他、給食にかかわることは、各学校にお問い合わせください。

健康について



<健康>

各学校には、健康診断、健康相談、救急措置等を行うため、保健室が設置されています。子ども達が元気に学校生活を送れるよう、お手伝いしています。

- 1 家庭での健康観察を十分にして、異状があれば早めに担任に連絡してください。
- 2 「健康の記録」や「保健だより」等をよくご覧いただき、お子さんの健康状態を把握してください。
- 3 1年生は、1学期中に、身体測定・内科検診・結核検診・心電図検査・歯科検診・視力検査・耳鼻科検診・眼科検診・聴力検査・尿検査などを実施します。
病気等の疑いがあれば、お子さんが治療勧告用紙を持って帰りますので、早急に医師に診てもらってください。
- 4 学校でのケガや病気の場合、緊急に保護者に連絡をとり、迎えに来ていただいたり、病院に同行していただいたりする場合があります。学校は、入学時にご提出いただいた「健康調査票」をもとに連絡します。「健康調査票」にご記入いただいた内容に、変更があった場合は、必ず担任にご連絡いただきますとともに、当日、長時間外出予定のときは、お子さんに知らせておいてください。
- 5 学校感染症にかかった場合は、「欠席」ではなく「出席停止」になります。これらの病気にかかったら、学校へ連絡してください。そして、病気が治り、医師の許可ができれば登校してください。（医師の診断書はいりません。）
学校感染症には、インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・風疹・水ぼうそう・プール熱等も含まれます。医師の指示にしたがい、ゆっくり休みましょう。

※1 特にインフルエンザについては、次のことに留意し、ご協力をお願いします。

- ① 日頃からバランスのとれた食事・十分な睡眠をとるなどの健康管理に努め、また、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防対策を行ってください。
- ② 基礎疾患がある児童については、主治医と相談し、ご心配な点がありましたら、学校と十分連携をとってください。
- ③ インフルエンザと診断された場合は、至急、学校に報告してください。

※2 親戚にご不幸があったときも、「欠席」ではなく「忌引」になりますので担任に連絡してください。（児童との続柄で、日数が以下のように違います。）

父母…7日以内、兄弟姉妹・祖父母…3日以内、その他の親族…1日以内
(遠隔地に行く必要がある場合には、往復日数が加算されます。)

6 日本スポーツ振興センターについて

- ① 学校管理下で事故が起きたときは、日本スポーツ振興センターから、治療費の一部が支給されます。この「学校管理下」とは、お子さんが登校してから下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・児童会での活動なども含まれます。（治療内容によって対象外となることがあります。）
- ② 医師が診察し、応急処置等が終了したあとで、担任から保護者へ書類をお渡ししますので、医師に必要事項を記入してもらって、担任にご提出ください。
- ③ 給付金の請求は、1か月ごとに行いますので、治療が翌月までかかる場合は、新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- ④ 日本スポーツ振興センターの共済掛け金は、後日徴収させていただきますので、全員の加入をお願いします。（平成30年度は、保護者負担が460円、市負担485円）

あんぜん 安全について

<安全>

最近、子どもに対する誘拐やいたずらが増えています。大阪府警察本部青少年・地域安全室治安対策課では、下記のような注意を呼びかけています。ご家庭でも、お子さんに十分注意するようお声かけください。

誘拐・いたずらから子どもを守りましょう！

- 通学路や自宅周辺の「子ども110番の家」を子どもと一緒に確認しておきましょう。
- 次の『5つの約束』を普段からよく言い聞かせておきましょう。

子どもに伝える5つの約束

- 1 一人で遊びません。
- 2 知らない人についていきません。
- 3 連れて行かれそうになったら、大声を出して大人の人に助けを求めるか、近くの家に助けをもとめます。
- 4 だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言うてから出かけます。
- 5 お友達が連れて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます。



- ① 安全に過ごせる街づくりのために、学校・保護者・地域社会が一体となって取り組むことがますます重要になっています。
- ② 緊急時には、集団下校等を行っておりますのでご協力ください。
- ③ ご自分のお子さんだけでなく、公園・空地・人通りの少ない路地などで、一人遊びをしている子どもを見かけたときは、声をかけて注意してあげてください。

不審者を見かけたり、子どもに対する誘拐やいたずらが発生した場合は、
まず110番通報をしてください。それから、学校に連絡してください。

＜児童虐待＞

児童虐待防止法第6条には、次のように定められています。

『児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。』

虐待は、子どもの心身の安全や成長を脅かすもので、家庭内におけるしつけとは明確に異なります。

子どもの安全確保を第一に考える必要があるため、虐待通告は間違っても許されます。虐待は自分で証明する必要もありません。気になる様子や心配なことがあれば学校や教育委員会又は直接子ども相談室に相談をしてください。学校も気になる情報を把握した場合は通告する義務があります。

自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報が発表された場合について、次のように定めています。

1 地震発生時の措置

*震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・始業前に発生 → 臨時休校
- ・授業中に発生 → 授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）
- ・登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。



*震度5弱未満の地震が発生した場合

- ・学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

2 気象警報発表時の措置

茨木市に「暴風警報」が発表された場合は、次の措置をとります。

* 午前7時の時点で暴風警報が発表されている場合

- ・ 自宅待機

* 午前9時までに暴風警報が解除された場合

- ・ 解除された時点で、安全に注意しながら登校

* 午前9時に暴風警報が解除されていない場合

- ・ 臨時休校

* 登校後に「暴風警報」が発表された場合は、原則としてその時点で下校。

* 登校時に発表された場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

通学にバスを使用している学校もありますので、くわしくは各学校が事前に配布する文書を保存し、指示にしたがってください。



いばらきしがい てんこう 茨木市外への転校について

市役所本館1階市民課で「転出届」をし、転出の「通知書」を受けとってください。この通知書を今まで通学していた学校に提出し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとってください。

受けとった書類は、転入先の市町村で転入届をしたあと、転入学する学校に提出してください。

なお、市民課への転出届は、引っ越し予定日の14日前から受け付けています。

いばらきしない てんこう 茨木市内への転校について

茨木市内で住所を変更されたときは、転居された住所の校区の学校に転校していただきます。

転居を予定されている場合は、転居の日と新住所が明らかになった時点で、通学している学校に連絡すると同時に、学務課で手続きをお願いします。（新しい学校での受入れがスムーズになります。）

転居されましたら、ただちに市民課で「転居届」をし、転入学又は転居の「通知書」を受けとり、この通知書を今まで通学していた学校に提出してください。その学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとり、新しく通学する学校に提出してください。同じ校区内での転居の場合は、通知書の提出のみとなります。

※ 市民課への転居届は、引っ越しが完了した日から14日以内に届け出てください。

くいきがいしゅうがく 区域外就学について

住所を偽って住民登録をし、区域外の学校に入学させる「越境入学」は認められません。しかし、学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。保護者から学校長にご相談のうえ、学務課へ申請してください。

くわしくは、在籍される小学校または学務課（電話 620-1684）にお問い合わせください。

就学援助制度について

茨木市では、小学校や中学校への就学に必要な費用の援助を行っています。

1 援助を受けることができる方（次の①～③すべてに該当する方）

- ① 茨木市の市立小学校、中学校に在籍する児童生徒の保護者の方
- ② 前年中の一世帯あたりの所得総額が、基準額以下である方（家族数により異なります）
- ③ 生活保護法の適用を受けていない方

【参考】

平成30年度の申請の場合、平成29年中の一世帯あたりの所得総額が、次表の額以下の方

- ・給与所得者の所得は、支払い額ではなく、給与所得控除後の金額となります。
- ・世帯単位で確認しますので、家族の中で所得のある方全員の所得の合計額です。

世帯の 人数	認定所得基準額	
	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円

〔備考〕6人世帯以上は、1人増すごとに5人世帯の認定所得基準額に455,400円を増額する。

※ 平成31年度申請につきましては、入学式に配付する文書でご確認ください。

※ 借家世帯の所得基準の適用を希望される方は、賃貸契約書のコピーなど借家にお住まいであることが証明できる書類の提出が必要です。

※ 市外からの転入などで所得が不明な方は、所得証明書等が必要です。

2 援助の対象となる費目

学用品費・通学用品費・校外活動費、中学校入学準備金（6年生のみ）、学校給食費、野外活動費、修学旅行費、体育実技用具費（中学生）、日本スポーツ振興センター掛金、学校病（※）の治療費

※ 認定を受けたお子さんが、学校における定期健康診断等の結果、学校病で治療 勧告を受けた場合は、学校に申し出て「医療券」の交付の申請をしてください。初診時に、医療券と健康保険証を医療機関に提出すれば、医療費が援助されます。

学校病とは、次のとおりです。下記以外では、医療券は使用できません。

トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、のうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（健康保険の適用をうける治療は、すべて可）、寄生虫病（虫卵保有を含む）
--

3 申請先 …… 学校に申請します。

くわしくは、在籍される小学校または学務課学事係（電話 620-1684）にお問い合わせください。〔医療券については学務課保健給食係（電話 620-1681）〕

4 小学校入学準備金について（平成30年11月1日～平成31年2月28日まで申請受付中）

平成31年2月1日時点で、小学校就学予定者の保護者の方に対し、申請のうえ、小学校入学準備金が支給されます（平成30年度就学援助制度と同様の所得制限等あり）。くわしくは、学務課学事係またはご兄弟がお通いの茨木市立小学校にお問い合わせ下さい。

がくどうほいく 学童保育について

しょうがっこう ざいせき おも ねんせい ねんせい じどう たいしょう じどう ほうかご けんぜん
小 学 校 に 在 籍 す る 主 に 1 年 生 か ら 3 年 生 ま で の 児 童 を 対 象 と し、 児 童 の 放 課 後 の 健 全 な
い く せ い は か も く て き
育 成 を 図 る こ と を 目 的 と し て い ま す。

1 入 室 資 格

- ① しょうがっこう ざいせき ねんせい ねんせい じどう たいしょう
小 学 校 に 在 籍 す る 1 年 生 か ら 3 年 生 ま で の 児 童 を 対 象 と し て い ま す。 た だ し 3
ねんせい けいぞく にゅうしつ しえんがっきゅうまた とくべつしえんがっこう ほごしや そうげい
年 生 か ら 継 続 し て 入 室 し て い る 支 援 学 級 又 は 特 別 支 援 学 校 (保 護 者 に よ る 送 迎 が
ひつよう
必 要 で す) に 在 籍 す る 児 童 に あ っ て は 6 年 生 ま で の 児 童 で あ る こ と と し ま す。
- ② じゅぎょう しゅうりようご ご ご じ ごろ ほごしや しゅうろうまた しつぺいとう りゆう
授 業 の 終 了 後 か ら 午 後 5 時 頃 ま で 保 護 者 の 就 労 又 は 疾 病 等 の 理 由 に よ り、 そ の
かんづ じょうたい げつかん にちじよう
監 護 に か け る 状 態 が 月 間 15 日 以 上 で、 3 か 月 以 上 継 続 す る 児 童 で あ る こ と と し ま す。
- ③ まえ ①・② の 要 件 を 満 た し て い て も 受 け 入 れ す る こ と が 困 難 で あ る と 判 断 さ れ る ばあい
また とくべつ じじよう のぞ むしよく どうきょん さいみまん さいたく かてい じどう
又 は 特 別 な 事 情 を 除 い て 無 職 の 同 居 人 (70 歳 未 満) が 在 宅 さ れ て い る 家 庭 の 児 童 は、
にゅうしつ
入 室 す る こ と が で き ま せ ん。

2 開 設 時 間

- ① がっこう じゅぎょう ひ じどう ほうかご ご ご じ きぼう かた ほごしや
学 校 の 授 業 の あ る 日 は、 児 童 の 放 課 後 か ら 午 後 5 時 ま で。 た だ し、 希 望 す る 方 で 保 護 者
とう むか
等 の 迎 え が あ れ ば 午 後 7 時 ま で 延 長 し ま す。
- ② がっこう きゅうぎょうび どうようび なつ ふゆ しゅんき ちようききゅうぎょうび がっこうぎょうじふりかえきゅうじつ そうりつ
学 校 の 休 業 日 (土 曜 日、 夏 ・ 冬 ・ 春 季 の 長 期 休 業 日、 学 校 行 事 振 替 休 日、 創 立
きねんび
記 念 日 な ど) は、 午 前 8 時 15 分 か ら 午 後 5 時 ま で。 た だ し 希 望 す る 方 で 保 護 者 等 の 迎 え
が あ れ ば 午 後 7 時 ま で 延 長 し ま す。

3 利 用 料 (月 額)

- ① 基本利用料 (月～金) 最大 8,000 円、 (月～土) 最大 9,600 円
 - ② 時間延長利用分 (月～金) 3,000 円、 (月～土) 3,600 円
- ※ 条 件 に よ り 利 用 料 の 減 額 制 度 が あ り ま す。

4 閉 室 日

- ① にちようび こくみん しゅくじつ しゅくじつ ふりかえきゅうじつ
日 曜 日 ・ 国 民 の 祝 日 ・ 祝 日 の 振 替 休 日
- ② がつ にち (3月31日) が 日 曜 日 の 場 合 は 3 月 30 日) ③ がつ にち (12月29日) ～ がつ か 1 月 3 日

5 申 請 書 等 配 布 平成 30 年 11 月 9 日 より

- ① がいとう こう がくどうほいくしつ へいじつ ご ご じ じ
該 当 す る 30 校 の 学 童 保 育 室 …… 平 日 の 午 後 1 時 ～ 午 後 5 時
どようび ごぜん じ ふん じ
土 曜 日 の 午 前 8 時 15 分 ～ 午 後 5 時
- ② がくどうほいくか しやくしよみなみかん かい ばんまどぐち へいじつ ごぜん じ ふん ご ご じ じ ふん
学 童 保 育 課 (市 役 所 南 館 3 階 23 番 窓 口) …… 平 日 の 午 前 8 時 45 分 ～ 午 後 5 時 15 分
- ③ し
市 ホーム ページ か ら ダ ウ ン ロ ー ド も 可 能
- ④ しな い しりつ わたくしりつほいくしよ えん にんてい えん かいしよ えん じかんちゆう
市 内 の 市 立 ・ 私 立 保 育 所 (園) ・ 認 定 こ ど も 園 …… 開 所 (園) 時 間 中

6 申 請 受 付

- ① へいせい ねんどういつせいうけつけ しやくしよみなみかん かいちゆうかいぎしつ
平成 31 年 度 一 斉 受 付 …… 市 役 所 南 館 8 階 中 会 議 室 に て
がつ か 12 月 7 日 ～ 13 日 (た だ し、 12 月 9 日 は 除 く) 午前 9 時 30 分 ～ 午後 7 時
- ② ずいじうけつけ がくどうほいくか (た だ し、 12 月 13 日 は 午 後 5 時 15 分 ま で)
が 随 時 受 付 …… 学 童 保 育 課 に て
が 12 月 14 日 か ら 平 日 の 午 前 8 時 45 分 ～ 午 後 5 時 15 分

くわしくは、がくどうほいくか でんわ 620-1801) に お 問 い 合 わ せ く だ さ い。



ほうかごこ きょうしつ 放課後子ども教室について

茨木市では、小学校の余裕教室などを活用し、放課後などの子どもたちの安全で安心な居場所を設ける事業を実施することにより、子どもの体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを推進することを目的とし、市内32全小学校区で、各校区実行委員会に委託し、地域ボランティアの方々にご協力いただき、放課後子ども教室を実施しています。

1 対象者

対象となる子どもは、当該小学校区に在住する小学校1年生から6年生までの児童です。

2 実施日と実施時間

各校区実行委員会を決めています。（校区によって異なります。）

3 実施場所

小学校の余裕教室などを活動拠点とし、運動場や体育館、その他校区内の施設を利用して実施します。

4 費用

無料ですが、講座などで実費が必要な場合があります。また、校区によりましては、登録時に傷害保険料が必要となります。

5 申込受付

校区実行委員会を受け付けをしますが、校区によりまして受付方法や受付時期などが異なりますので、各校区実行委員会から出される案内などをご覧ください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 622-5180、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

かいかつどう こども会活動について

こども会とは、一定の地域に居住する子どもたちが遊びを中心とする異年齢の集団活動を通じて、創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び自ら考えることのできる「生きる力」を身につけることをねらいとした、地域で子どもを育てるための自主的な組織です。こども会に入会し、地域の友だちと楽しみながら様々な体験をしてみませんか。入会は、各地域のこども会育成会長に申し出てください。各こども会の連絡先は社会教育振興課青少年課までお問い合わせください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 622-5180、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター事業について

いばらきファミリー・サポート・センターにおいて、地域で会員登録したものの同士が、子育てを助け合う事業を実施しています。育児の援助をしたい方（援助会員）と、援助を受けた方（依頼会員）が相互に援助します。例として、学校行事・通院・買い物等外出の際の一時預かり、子どもの習い事の送迎などです。「説明・登録会」で入会を受け付けます。

（援助・両方会員は別途講習を受講のこと）

*病児・病後児（平熱より1度以上高い時）のサポートはできません。

くわしくは、「いばらきファミリー・サポート・センター」（電話 620-7101、東中条町2-13 合同庁舎5階）にお問い合わせください。

しえんきょういく 支援教育について

お子さんの発達に関して、保護者の気づきや専門家による指摘など、心配や悩みがありましたら、まずは学級担任又は支援教育コーディネーターにご相談ください。

お子さんの保護者と学校、専門機関が連携しながら、お子さんの状態について実態把握をし、適切な指導及び支援について考えていきます。

また、必要に応じて、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、お子さんにかかわる情報、長期的な教育的支援の目標や内容、短期的な指導目標・内容・方法について学校と保護者が共通理解しながら、支援をすすめていきます。

通常の学級で支援をすすめながらも、個別の支援や指導等の教育的ニーズが出てきた場合は、特別の教育課程で『通級指導教室』や『支援学級』で学ぶこともできます。

『通級指導教室』への通級や『支援学級』への入級に関しても、まずは学級担任又は支援教育コーディネーターにご相談ください。通級又は支援学級入級について、お子さん・保護者・学校がていねいな話し合いや検討を十分に重ねた上で、お子さん・保護者の意向を最大限に尊重して決定します。



きょういく かん そうだん 教育に関する相談について

お子さんの教育に関することは、まず学校に相談してください。必要に応じて、学校から相談機関を紹介しします。学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも次のような教育相談窓口があります。

茨木市では、不登校やいじめ、対人・交友関係、集団に馴染みにくいなど、子どもが抱えている「こころの悩み」や、発達に関する相談を行っています。

- 1 開設場所 茨木市教育センター
(茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)内及び教育委員会分室)
- 2 対象 茨木市内在住の児童・生徒及び保護者
- 3 時間 月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで
(ただし、国民の祝日、年末・年始は除く)
- 4 種類と申し込み先
 - ① 面接相談・発達相談・不登校相談 【電話 626-4400】
予約制になっていますので、事前に電話で予約してください。日程調整した上で、専門の相談員が、保護者やお子さんとの面談を行います。
 - ② 電話教育相談 【電話 625-7830】
学習や進路などの教育に関する悩みの相談を行います。
 - ③ 「いじめ」ホッと電話相談 (午前9時から午後5時まで)
【電話 627-5511 大人用／フリーダイヤル 0120-147970 子ども用】
いじめに関する悩みの相談を行います。

くわしくは、教育センター(電話 626-4400)にお問い合わせください。
教育センター以外の相談機関も後ろのページに紹介していますので、ご覧ください。



茨木市では、心理的又は情緒の原因等によって、登校できない状況にある子どもたちに
対して、教育相談、個別活動・集団活動を通して、学校復帰・社会的自立のための支援を行
っています。

- かいせつばしょ
1 開設場所 茨木市教育センター（教育委員会分室内「教育支援ルーム」）
- たいしょう
2 対象 いばらきしないざいじゅう しんりてきたま じょうちよてきげんいなど どうこう
茨木市内在住で、心理的又は情緒的原因等により、登校ができない
じょうきよう じどう せいと
状況にある児童・生徒
- じかん
3 時間 げつ か もく きんようび ごぜん じ ごご じ くみん しゅくじつ
月・火・木・金曜日の午前10時から午後3時まで（ただし、国民の祝日、
ねんまつ ねんし きょういく してい ひ のぞ
年末・年始、教育センターが指定した日は除く）
- しえんないよう
4 支援内容
- ① 教育相談 きょういくそうだん
カウンセラーが本人や保護者の心理的支持を行います。
- ② 主な活動：指導員のアドバイスを受けながら自分の活動を行います。
おも かつどう しどういん う じぶん かつどう おこな
•国語、算数等の自学を行う教科学習 こくご さんすうとう じしゅう おこな きょうがくしゅう
•実技を伴う学習、体験学習等の集団活動を行う総合学習 じつぎ ともな がくしゅう たいげんがくしゅうとう しゅうだんかつどう おこな そうごうがくしゅう
ひとり きょうみ かんしん そんちょう こじんかつどう
•一人ひとりの興味・関心を尊重した個人活動
うんどうかい えんそくなど しょういかつどう
•運動会や遠足等の所外活動
- もうこほうほう
5 申し込み方法 にゅうしつ きぼう ばあい たんにん こうちょう じゅうぶんそうだん うえ がっこう とお もうしこ
入室を希望される場合は、担任・校長と十分相談の上で、学校を通してお申込
みください。



その他の教育相談機関



相談機関	内容	開設時間	連絡先
大阪府教育センター すこやか教育相談	いじめ、不登校 セクシュアル・ハラスメント 子育て、しつけ	(月)～(金) 9:30～17:30 祝日・年末年始 休み	☆ 子どもからの相談 すこやかホットライン 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp ☆ 保護者からの相談 さわやかホットライン 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
大阪府吹田 子ども家庭センター	不登校家庭内暴力 対人関係の不安 家出・外泊・盗み 障がいのある児童の 養育や生活指導 虐待・養育困難	(月)～(金) 9:00～17:45 祝日・年末年始 休み	06-6389-3526
ローズWAM (男女共生センター)	家庭、仕事、生き方など、 女性の様々な悩みにつ いての相談	(月)～(土) 10:00～16:00 火曜日及 祝日 ・年末年始休み	☆ 電話相談 072-621-0892 ☆ 面接相談(予約制) 072-620-9920
茨木 少年サポートセンター	少年の非行問題につ いての相談と立ち直り 支援	(月)～(金) 9:00～17:45 祝日・年末年始 休み	072-625-6677
こども相談室	① 子育て相談 ② 児童虐待相談・ 通告	①(月)～(金) 10:00～16:00 祝日・年末年始 休み ②(月)～(金) 9:00～17:00 祝日・年末年始 休み	① ☆ 子育て相談電話 ☆ 面接相談(予約制) 072-624-0961 ② ☆ 児童虐待相談 ・ 通告電話 072-624-8951